

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する条例（埼玉県条例第十一号）（医療整備課）

一 趣旨

埼玉県地域医療再生基金を充当する事業が平成二十八年度末をもって終了するため、埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する。

二 内容

地域の医師確保、救急医療の強化など、地域医療に係る課題解決を支援するため、国は平成二十一年度に地域医療再生臨時特例交付金制度を創設し平成二十四年度まで各都道府県に交付してきた。

本県では、この交付金を埼玉県地域医療再生基金に積み立て、国の承認を受けた事業の実施に当たり同基金を財源として充当してきた。

平成二十八年度末をもって同基金を充当する事業が全て終了するため、埼玉県地域医療再生基金条例を廃止する。

三 施行期日

平成二十九年四月一日